

金融庁「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除の中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例等又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても金融中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団罰金も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策推進会議の「世界一安全な日本」推進戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が掲げられている。ついては、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県			石岡市、川崎市、岐阜市、奈良県、奈良県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を促進する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本府においても、他府と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法律上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えられる。 ○認可の根拠である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 ○暴力団排除条例の制定等により、農林水産省として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における金融債権管理の意味でも、法において排除規定を定めることは賛同する。	【警察庁】警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態を踏まえ、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管府庁である中小企業庁に情報提供をすることの協力を進めたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管府庁である中小企業庁において暴力団排除条項の策定が優先されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応していきたい。
156	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対して通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを通知することを求める。	別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。 また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が軽減され、公益に資するものとなる。 現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がない。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3、住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-(2)及び第2-4-(3)-①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	都山市		【提案①参考資料】住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	宮城県、山形県、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、横川市、柏市、浦和市、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、秋田市、八戸市、伊豆市、磐田市、宇和島市、北九州市、芦屋市、宮崎市	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの通知を行い、必要性を精査してできる限り最小限に留めたい。 ○保険会社の手続き等でのマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単身世帯の場合、通知メールやマイナンバーの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も家内できないが対応している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がないため、取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出する死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求めることがあり、勤務者の事務連絡の個人番号制度関係質疑等により交付できないと断っているが、納税できないものがない。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の推進がけに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定めて、周知することは必要と思われる。 ○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単身世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血縁などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが該当しないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないマイナンバーを交付することができない」という点については、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がない。したがって、別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求については、規定の明確化が図れない限り、市での対応に支障する」といった事務負担を招いている。 そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを通知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○別世帯の請求者への取扱いに際しては、死亡者に関するマイナンバーの通知の発出は必要だと考える。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の取扱いが難しくなる。及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。 このことについては、提出先である生命保険会社の関係機関に周知するように、全国適合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。 ○同様のケースが本市においてもあることから、住民法第12条の3第1項第1号の「自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を閲覧する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考えられる。 ○課税の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。 ○死亡時に別世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない。且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月29日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
59	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の団体者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求め。				【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき発立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。 引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である中小規模の産業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること(注)であり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。	6【金融庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき発立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
156	○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ家譜を引継ぎ行っていただきますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする場合に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化していただきますようお願いいたします。 ○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。		【所沢市】 保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。 【吉崎町】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各府県から引き続きの要請をお願いしたい。 【五所川原市】 窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険金受取人等へ個人番号の届出を求めると」と及び「死亡者の個人番号の届出が必要ないこと」を更に周知徹底するべきと考える。 また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されない件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の取得実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務所の住民票の取扱いに係る請求者の規定の明確化】 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに依る取扱いを周知し、地方公共団体職員の間で円滑になるようについていただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを世帯利用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのかを整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取扱いの適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから住居、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	○ 法令上、生命保険契約等の一時金の支払請求を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払請求に記載していただくこととする。 ○ 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 ○ 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して世帯を定める必要があることを踏まえ、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考える。 保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係府庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していきたい。 ○ また、取法以外の事項に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係府庁と協議、検討したい。 ○ これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されると考える。	6【金融庁】 (2)所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払請求の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び財務省)	